

神戸市介護保険関連システム再構築業務入札説明書

令和8年7月9日付け神戸市公告に係る「神戸市介護保険関連システム再構築業務」の総合評価落札方式一般競争入札については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書等によるものとする。

なお、入札説明書等とは、この入札説明書と次の書類の全てを指す。

- (1) 神戸市介護保険関連システム再構築業務委託仕様書一式（以下「調達仕様書」という。）
- (2) 落札者決定基準
- (3) 技術提案項目評価表
- (4) 提案書作成要領
- (5) 提案書記載項目対応表
- (6) 秘密保持誓約書
- (7) 委託契約書案及び委託契約約款（以下「委託契約書案」という。）
- (8) 神戸市情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ遵守特記事項
- (9) 入札参加申込兼資格確認申請書（様式第1号）
- (10) 委任状（様式第2号）
- (11) 共同企業体結成届出書（様式第3号）
- (12) 特定個人情報を取り扱う業務に関するチェックリスト（様式第4号）
- (13) 質問書（様式第5号）
- (14) 入札書（様式第6号）
- (15) 業務従事メンバー状況表（体制図）（様式第7号）
- (16) 業務従事メンバー状況表（役割）（様式第8号）
- (17) 提案するパッケージシステムに類似・関連する案件の実績一覧（様式第9号）
- (18) 機能要件一覧
- (19) 帳票要件一覧
- (20) 非機能要件一覧
- (21) 連携要件一覧
- (22) システム構成図
- (23) ソフトウェア構成一覧表
- (24) 業務システムサーバ構成一覧表

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告日	令和8年7月9日
委託名	神戸市介護保険関連システム再構築業務
業務概要	本業務は、本市で稼働している介護保険関連システムを国が作成する標準仕様に準拠したパッケージシステムに再構築するものである。

履行場所	神戸市役所（神戸市中央区加納町6丁目5-1）、落札者の事務所及び本市のデータセンター内。ただし、書類の納品は神戸市福祉局介護保険課とする。本市との打合せは市が指定する会議室等とする。
履行期限	契約締結日～令和12年1月3日
その他	この入札は、総合評価落札方式を適用する。

2 担当部局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1（神戸市役所本庁舎1号館4階）

神戸市福祉局介護保険課

電話番号：078-322-6327

電子メールアドレス：new_kaigosys@city.kobe.lg.jp

※以下、本資料において、神戸市福祉局介護保険課とあるのは、特に注釈がない場合、本項に記載の所在地及び連絡先等をあらわす。

3 入札方法

地方自治法施行令第167条の10の2に定める総合評価落札方式一般競争入札により行うため、入札書（様式第6号）及び提案書（以下「入札書」という。）を提出すること。入札書には、本委託業務に要する一切の諸経費を含めた総価とその内訳を記載すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 スケジュール

- | | |
|---|----------------------|
| (1) 入札説明書、仕様書等の交付 | 令和8年7月9日（木） |
| (2) 入札参加申込兼資格確認申請書等の提出および当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請に対する期限 | 令和8年7月24日（金） |
| (3) 入札参加資格及び入札説明書に対する質問期限 | 令和8年7月29日（水） |
| (4) 落札者決定基準及び仕様書に対する質問期限 | 令和8年7月29日（水） |
| (5) 入札書・提案書の提出期限 | 令和8年8月31日（月） |
| (6) 提案内容説明会 | 令和8年9月24日（木）又は25日（金） |
| (7) 開札予定日 | 令和8年9月28日（月） |
| (8) 契約締結 | 令和8年10月14日（水） |

5 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単体企業又は共同企業体であること。

- (1) 令和 8・9 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。なお、入札参加資格を有すると認定されていない者は、別途定める期日までに次のとおり申請を行えば当該審査を受けることができる。
 - ア 申請先
神戸市行財政局契約監理課（神戸市役所本庁舎 1 号館 2 階）
電話番号：078-322-5146
 - イ 申請に必要な書類の入手方法
神戸市行財政局契約監理課で市役所開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）無料で交付する。
- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札者決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同企業体（対象業務を共同して行うことを目的として 5 社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。
- (5) 共同企業体の構成員は上記 (1) (2) (3) (4) の要件を全て満たす必要がある。また、共同企業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、単独で参加することはできない。なお、共同企業体の代表者及び構成員は、共同企業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。
- (6) 業務の一部を再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはない。

6 入札説明書等の交付方法及び期間等

- (1) 入札説明書等の配布
 - ア 配布期間
令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 7 月 24 日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - イ 配布場所
神戸市福祉局介護保険課
 - ウ 配布方法
無償で直接配布とする。事前に電話連絡をすること。
 - エ 秘密保持誓約書の提出
調達仕様書の一部には、本市情報資産のセキュリティ事項等が含まれるため、関係書類の配布等を希望する者は、秘密保持誓約書を提出すること。
- (2) 入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込及び入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

ア 提出期間

令和8年7月9日（木）から令和8年7月24日（金）（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市福祉局介護保険課

ウ 提出方法

事前に担当課に電話連絡のうえ、提出場所へ持参又は郵送・宅配すること。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて、上記期間内に必着のこと。

エ 提出書類（各1部）

入札に参加しようとするものは、次の書類を提出し、必要な資格の審査を受けなければならない。申請書類は全て日本語である必要はあるが、外国法人の場合、これらに相当するものの正本（外国語のままで可。）に、日本語訳添付で可とする。

① 入札参加申込兼資格確認申請書（様式第1号）

② 神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書の写し

※電子入札用 ID 及びパスワードについては、見えないように加工すること。

※当該資格の認定を受けていない者は、「神戸市物品等競争入札参加資格（特定調達用）について（通知）」の写しを提出すること。なお、別途定める期日までに適正に申請を行ったにもかかわらず、当該通知が未発行の場合は、申請中である旨を任意様式により提出し、認定後速やかに当該通知の写しを提出すること。

③ 委任状（代表者又は登録済の受任者以外の者が申請する場合のみ）（様式第2号）

④ 会社概要（任意様式）

⑤ 共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書（様式第3号）

※共同企業体で参加を希望する場合は、①③の書類は代表事業者について、②④⑤の書類は構成事業者全てについて提出すること。また、共同企業体協定書については、提案書等必要書類の提出期限までに提出すること。

⑥ 特定個人情報を取り扱う業務に関するチェックリスト（様式第4号）

オ 入札参加資格の審査及び通知

① 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は令和8年7月24日（金）までに入札参加資格審査通知書を発送することにより、通知する。

② 入札参加資格がないと認定された者には、①の通知書にその理由を付す。

③ ②の理由を付した①の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に、書面（任意様式）により入札参加資格がないと認定した理由の説明を求められることができる。

④ ③による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日から7日以内に書面により回答する。

カ 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札への参加を認めない。

- ① 開札日において、入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札参加資格・入札説明書等に関する質問及び回答

入札参加資格・入札説明書・調達仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

(1) 提出期限

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問

令和8年7月29日（水）午後5時まで

イ 調達仕様書及び落札者決定基準等に関する質問

令和8年7月29日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）に記入して、電子メールにて提出すること。また、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、到着確認の電話連絡を行うこと（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）。電話、来訪などによる口頭での質問は受付けない。

(3) 電子メールのタイトル

ア 入札参加資格、入札説明書に関する質問は「神戸市介護保険関連システム再構築業務（資格・説明書）【事業者名】」とすること。

イ 調達仕様書、落札者決定基準等に関する質問は「神戸市介護保険関連システム再構築業務（仕様書等）【事業者名】」とすること。

(4) 質問の提出先・問合せ先

神戸市福祉局介護保険課

(5) 回答の公表

質問に対する回答方法として、入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く。）に関する質問については、令和8年8月5日（水）までに随時回答を行うものとする。また、調達仕様書及び落札者決定基準等に関する質問については、令和8年8月5日（水）までに、入札参加資格申請を行った事業者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信するものとする。なお、質問した事業者名は公表しない。また、入札参加資格等に関する質問については、原則として公表しないものとする。質問受付締切り後は、調達仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しない。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとする。

8 入札書・提案書の提出

(1) 提出書類

ア 入札書（様式第6号）代表者又は受任者が記名押印した原本1部を封筒に入れて封緘すること。封筒は任意のものを使用し、宛名「神戸市長」、入札件名「神戸市介護保険関連システム再構築業務委託」及び入札参加者名を記入すること。なお、入札書に記載する金額は、いずれも消費税・地方消費税は含まないものとする。

※入札金額の上限は4,100,000千円とし、うち令和8年度分の支払額の上限を532,926千円、令和9年度分の支払額の上限を1,064,335千円、令和10年度分の支払額の上限を

1,329,814千円、令和11年度分の支払額の上限を1,172,925千円とする（消費税・地方消費税は含まない。）。

イ 提案書を10部（正本1部、副本9部、電子データ正副各1部）提出すること。電子データはPDF形式とし、別紙「提案書作成要領」に基づいて作成を行い、記載項目ごとにしおりを作成すること。

(2) 提出期間

令和8年8月27日（木）から令和8年8月31日（月）（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

神戸市福祉局介護保険課

(4) 提出方法

事前に担当課に電話連絡のうえ、提出場所へ持参又は郵送・宅配すること。郵送・宅配の場合、書留等受取記録が残る方法にて、上記期間内に提出場所又は本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書担当）に必着のこと。電子データについては、電子メール又は電子媒体（CD/DVD-R）にて提出すること。

(5) 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号に基づき、入札保証金は免除とする。

(6) 入札の辞退

入札参加資格の審査結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を市に提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 提出期限

令和8年9月1日（火）（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市福祉局介護保険課

ウ 提出方法

直接持参のみ。事前に担当課に電話連絡をすること。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。

イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

ウ 入札書に記名がないとき。

エ 1つの入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

オ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

カ 入札参加者及びその代理人が他の入札代理人となる、又は数人共同して入札したとき。

キ 入札参加者の資格がない者が入札したとき。

ク 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。

ケ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

コ この入札に参加する複数の者（組合や共同企業体にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合や共同企業体とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

サ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2項に掲げる資格のない者に該

当した入札は無効とする。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

9 提案内容説明会（プレゼンテーション及び質疑）

提案書内容を説明するため、提案内容説明会（以下「説明会」という。）を実施する。説明会は非公開とし、本市職員及び本市が委託しているコンサルティング事業者が参加する予定である。内容は、提案書に関する質疑を行う予定である。

説明にあたっては提案書に記載の順で説明を行うこととし、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また、入札参加者からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱わない。なお、説明会に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。また、説明会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはないが、説明不足等のため、結果として評価上の不利益を受けることはあり得る。

(1) 開催日時(予定)

令和8年9月24日（木）又は令和8年9月25日（金）で、本市が指定する時間

※入札参加者が多数の場合は、別途日程を追加することがある。

(2) 開催場所

神戸市福祉局 会議室（予定）

(3) 説明者

説明については、実際にプロジェクトに携わる者（プロジェクトリーダー及び主たるプロジェクトメンバー）が出席したうえで実施すること。開催時間、開催場所、機材の使用可否、参加人数の制限及び時間制限等の詳細については、別途通知する。

10 提案書に関する質問の送付

提案内容について分かりにくい部分を補足するため、本市から提案書に関する質問を送付する場合がある。これは、令和8年9月9日（水）までに電子メールにより送付するので、令和8年9月15日（火）までに回答を行うこと。本市からの質問に対し、回答期日までに提出しないことで失格になることはないが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがある。なお、質問への回答書については、提案書と同様に正式な書類として取扱い、新たな提案内容の追加、提案内容の変更又は改善を認めないことについて留意すること。

11 落札者の決定

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和8年9月28日（月）（予定）

イ 開札場所

神戸市福祉局 会議室（予定）

(2) 開札に関する注意事項

ア 開札場には、入札者又はその代理人並びに開札の執行者及び開札の執行立会人以外の者は入場することができない。

イ 開札場に入場する入札者又はその代理人は、1入札者当たり2人以内にする。

ウ 開札に立ち会わない場合は、その旨事前に電話連絡すること。

エ 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするとき、身分証明書の提示を求める場合がある。また、代理人をして入場させる場合においては、開札の立会いに関する委任状（任意様式）を提出しなければならない。

カ 入札者又はその代理人は、当該入札に参加した他の入札者の代理人となることはできない。

キ 入札者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。

(3) 落札者の決定方法

別紙「落札者決定基準」による。

(4) 入札結果の公表

入札結果(辞退含めてすべての入札者の名称、総合評価点数)は本市のホームページにおいて公表する。

1.2 契約手続き等

(1) 契約の種別

総価契約

(2) 契約保証金

契約金額の10パーセント以上を納付しなければならない。ただし、神戸市契約規則第25条の規定により保険会社と契約保証金と同額以上を保証金額とする履行保証保険契約を締結する場合は、当該保証を証する書面の提出をもって代えることができる。また、過去5年間に於いて、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、本市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去10年以内に複数回締結し、これらを全て履行しており、確実な履行が見込める場合、免除する。その場合は、契約実績があることを説明した資料（任意様式）を提出すること。なお、納付された契約保証金は、本業務の最後の履行確認後、支払いを行う際に返還する。

(3) 支払条件

各年度で履行確認の検査終了後、委託料の支払いを行う。

(4) 担保期間

検査合格の日から起算して1年間

(5) 契約書

委託契約書案のとおりとする。

消費税率及び地方消費税率が変更となった場合は、変更契約を行うものとする。

契約金額は、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(6) 設備等の提供

本業務は、神戸市の保有する設備等（サーバ、ネットワーク機器、端末その他これらに類するもの）の利用を前提とするものではない。

事業者の提案により当該設備を利用する場合は、当該利用に係る構築、設定、運用、保守その他一切の対応について、受注者の責任及び費用負担において実施するものとする。

当該設備の利用に係る費用（使用料相当額を含む）は、受注者の負担とし、神戸市は別途費用を負担しない。

事業者は、本業務の履行に当たり、自らの提案内容に応じて必要となる機器、環境及び一切の費用について、適切に見込んだ上で積算すること。

1.3 その他

(1) 応札費用及び提出書類の取扱い

ア 当該入札の応募のためにかかる費用は、応札者の負担とする。

イ 提出された書類は、当該入札の終了後も返還しない（ただし、期限までに入札辞退届が提出された場合は、提案書・入札書は返却する。）。本市は、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。

ウ 本市は提出書類を、当該入札以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。

エ 本市が指示する場合を除き、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

オ 提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、入札参加者が負うものとする。

(2) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、当該入札の参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(3) 苦情の申し立て

当該入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会（連絡先：神戸市行財政局契約監理課（電話番号：078-322-5146））に対して、苦情を申し立てることができる。

(4) 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

ア 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができる。ただし、令和8年7月24日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできない。

イ 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局契約監理課（神戸市役所本庁舎1号館2階）にて随時受け付けている。入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付する。